

(趣旨)

第一条 この規則は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(廃業等の届出手続)

第二条 法第十二条第一項又は第二項の規定により廃業等の届出をしようとする者は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る廃業等届出書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。

(登録の抹消手続)

第三条 法第十三条第一項第一号の規定により登録の抹消を申請しようとする者は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消申請書（別記第二号様式）を知事に提出しなければならない。

(登録簿閲覧所の設置場所)

第四条 法第十条の閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）は、岐阜県都市建築部住宅課に設置する。

(閲覧時間)

第五条 登録簿の閲覧時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

(定期休日)

第六条 閲覧所の定期休日は、次の各号に掲げる日とする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(臨時休日等)

第七条 前二条の規定にかかわらず、登録簿の整理その他の理由により必要があるときは、臨時に休日を設け、又は閲覧時間の変更をすることができる。この場合においては、その旨を閲覧所に掲示する。

(閲覧費用)

第八条 登録簿の閲覧は、無料とする。

(持出しの禁止)

第九条 登録簿は、閲覧所の外に持ち出すことができない。

(閲覧の停止等)

第十条 知事は、次の各号の一に該当する者に対しては、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 この規則又は係員の指示に従わない者
- 二 登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十二日規則第十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年四月一日規則第百三十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年五月十九日規則第六十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年十月二十日規則第七十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十五日規則第十六号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和三年二月七日規則第二百二十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日			
サービス付き高齢者向け住宅事業に係る廃業等届出書			
高齢者の居住の安定確保に関する法律第12条第1項又は第2項の規定により、サービス付き高齢者向け住宅事業の廃業等を届け出ます。			
岐阜県知事 様		届出者	
登録事業者の 商号、名称又は氏名			
登録事業者の住所又は 主たる事業所の所在地			
登録済みの住宅事業に係る情報（複数の住宅事業を廃業する場合は、複数列にわたって記載）			
住宅の名称及び所在地			
登録年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
登録番 号			
届出事由（次のいずれかに○） ① 登録事業の廃止（法第12条第1項第1号） ⇒廃止予定日 ・・・ 月 日 ② 登録事業者の解散（合併又は破産の場合を除く。）（法第12条第1項第2号） ⇒解散予定日 ・・・ 月 日 ③ 破産手続開始の決定（法第12条第2項） ⇒破産手続開始決定日・・・ 月 日			
備考（参考事項）			

注 廃止及び解散の場合は予定日の30日前までに、破産手続開始決定を受けた場合は決定日から30日以内に届出書を提出してください。

第 2 号様式（第 3 条関係）

年 月 日 サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消申請書 高齢者の居住の安定確保に関する法律第 13 条第 1 項第 1 号の規定により、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の抹消を申請します。 岐阜県知事 様 申請者	
住 宅 の 名 称 及 び 所 在 地	
登 録 年 月 日	
登 録 番 号	
抹 消 の 理 由	